

深谷市スポーツ大会等開催費派遣費補助金交付要綱

(令和3年3月30日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市におけるスポーツ活動及び文化活動の振興を図るため、大会の主催者等に対し深谷市スポーツ大会等開催費派遣費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し、深谷市補助金等の交付に関する規則（平成18年深谷市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業、補助額及び補助対象経費）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。ただし、深谷市立中学校部活動各種大会派遣費補助金の対象となる事業は、この要綱に基づく補助金の交付を受けることはできない。

（1） 公共機関、公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本スポーツ協会に加盟等している団体（以下「公共機関等」という。）が主催し、本市の団体等が出場し、又は運営に携わる県大会規模以上の各種大会で深谷市総合体育館を会場として開催する事業

（2） 公共機関等が主催し、市内に所在する小学校、中学校又は高等学校に通学する児童又は生徒が出場する関東大会（東日本大会等を含む。次号及び別表において同じ。）規模以上のスポーツ事業（市内で開催されるものを除く。）

（3） 教育機関が主催し、又は後援し、市内に所在する小学校、中学校又は高等学校に通学する児童又は生徒が出場する関東大会規模以上の文化事業（市内で開催されるものを除く。）

（4） 公共機関等が主催し、市民（市内に所在する大学等に通学する生徒等を含む。）が出場する全国大会規模のスポーツ事業（市内で開催されるものを除く。）

（5） 國際機関が主催し、市民（市内に所在する大学等に通学

する生徒等及び市内の事業所等に通勤する者を含む。) 又は市出身者が出場する国際大会規模のスポーツ事業 (公益財団法人日本オリンピック委員会の正加盟団体又は日本パラリンピック委員会の加盟競技団体の競技に係るものに限る。)

- 2 補助金の額は、補助金の交付の対象となる経費 (以下「補助対象経費」という。) に 2 分の 1 を乗じた額 (その額が上限額を超える場合は、当該上限額) とする。
- 3 前項の規定により算定した補助金の額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 4 補助対象経費、補助金の上限額等は、別表のとおりとする。
- 5 前 3 項の規定にかかわらず、第 1 項第 5 号の事業に係る補助金の額は、1 人につき 10,000 円とする。

(申請の手続)

第 3 条 補助金の交付の申請は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者が行わなければならない。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。

- (1) 前条第 1 項第 1 号の事業 当該事業を主催し、又は主管する公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本スポーツ協会に加盟等している団体の代表者
- (2) 前条第 1 項第 2 号から第 5 号までの事業 出場する児童、生徒若しくは学生の通学する学校の学校長、出場する市民 (当該市民が未成年者である場合は、その保護者) 又は出場する団体の代表者
- 2 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業が行われる前に、補助金交付申請書 (様式第 1 号) を市長に提出しなければならない。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。
- 3 前項の補助金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、前条第 1 項第 5 号の事業にあっては、書類の添付を省略することができる。

(1) 大会実施要項

- (2) 収支予算書
- (3) 大会参加申込書の写し
- (4) 貸切バス等の見積書の写し（貸切バス等を利用する場合に限る。）
- (5) 市税に滞納がないことを証明する書類（第1項第2号の出場する市民が申請する場合であって、申請者の納税状況を市が確認することに同意しないときに限る。）

（交付の決定）

第4条 市長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第5条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業が終了した日から起算して30日以内に（第3条第2項ただし書に規定する場合にあっては、補助金の交付を申請した後速やかに）、補助事業実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の補助事業実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第2条第1項第5号の事業にあっては、第2号及び第3号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 大会結果を証する書類
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費に係る領収書その他の支出を証すべき書面（鉄道又は路線バスの利用に係るものを除く。）

（交付の請求）

第6条 補助金の交付を請求しようとする者は、補助金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の管理）

第7条 この要綱により交付を受けた補助金は、第3条第1項各号に定める者の責任において管理し、交付の目的に従い効果的な用途を図らなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前に交付を決定した補助金対象事業に係る補助金の交付については、なお従前に例による。

附 則

この要綱は、平成27年8月7日から施行する。

この要綱は、令和3年3月30日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の上限額
第2条第1項 第1号	深谷市総合体育館の利用料金	20,000円
第2条第1項 第2号から第4号まで	選手、監督等大会要項に定められた正規登録人員の交通費相当額	1 全国大会 1人につき 5,000円 (交付総額 50,000円) 2 関東大会 1人につき 3,000円 (交付総額 30,000円)

備考

- 1 交通費相当額とは、鉄道、路線バス、航空機等の公共交通機関を利用した場合にあっては深谷市職員等の旅費に関する条例（平成18年深谷市条例第63号）の規定の適用を受けた職員の例により算定した額をいい、貸切バス等を利用した場合にあっては当該利用に係る額をいう。ただし、学生割引、団体割引その他の割引がある場合は、当該割引による減額後の額とする。
- 2 貸切バス等の利用に係る額とは、貸切バス、駐車場及び有料道路の利用料を合算した額をいう。ただし、有料道路の利

用料を合算する場合は、有料道路を利用することが合理的で、かつ、50km以上の区間を利用するときに限る。

- 3 貸切バス等の利用者一人当たりの額を算定する場合は、実際の乗車人数にかかわらず、乗車定員が30人以上のバスにあっては40人、乗車定員が11人以上29人以下のバスにあっては25人が乗車したものとみなして算定する。ただし、乗車定員が10人以下のミニバス、タクシー等については、実際の乗車人数により算定する。
- 4 交付総額とは、1人あたりの補助金額に大会要項に定められた正規登録人員の数を乗じて得た額をいう。
- 5 他の公共機関等から補助対象経費に係る補助金等がある場合は、補助対象経費から当該補助金等の額を控除する。